

**資材等価格高騰によりグループ補助金の補助事業に係る契約が
できていない被災事業者に対する増額措置の申請要領**

令和 7 年 4 月 7 日

1. 対象者について

- グループ補助金の交付決定後、資材等価格の高騰により補助事業に係る施設工事事業者との工事等契約（以下、「契約」という。）ができていない被災事業者（未契約及び一部未契約の被災事業者）

（注）増額計画変更承認申請時に契約中のものは契約済み、契約していないものは未契約として扱う。

2. 補助対象要件について

- 自己都合ではなく、他律的な要因等（注）により当初交付決定翌年度までに事業完了できていないこと。

（注）原則として事故繰越しの類型（土地の嵩上げ工事の遅れ、自治体の土地利用計画の遅れ等）に含まれる事象によるもの。

（例）令和 7 年度においては、平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度、平成 26 年度、平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度に交付決定を受けた事業者のうち、現在事故繰越か再交付手続により事業を継続している事業者

- 資材等価格の高騰分を追加交付決定することで、追加交付年度内に契約・事業完了が見込めるもの。

- 交付決定から時が経過していることを踏まえた、被災事業者にとって適切な補助事業計画であることが、別紙 1 により認定支援機関（注）に確認されている（必要に応じて補助事業計画が縮小等により適切に変更されている）こと。

（注）中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 17 条第 1 項に基づき、国が認定した経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、税理士、金融機関、公認会計士等）。

（宮城県内認定機関数：408（R7.2.26 現在））

3. 補助対象経費について

○施設費の未契約部分を増額計画変更の対象とする（増額計画変更承認後に契約する施設の復旧費用が補助対象）。

※契約済みだが工事は始まっていない部分は対象外。

○施設費の増額により従前の補助対象経費総額から1割超増額した部分の4分の3（国費2分の1、県費4分の1）を増額の対象とする（1割分は自己負担とする）。ただし、施設費の増額は6割を上限とする。

○増額計画変更をした場合、補助金の額の確定時には変更承認した補助率を用いる。

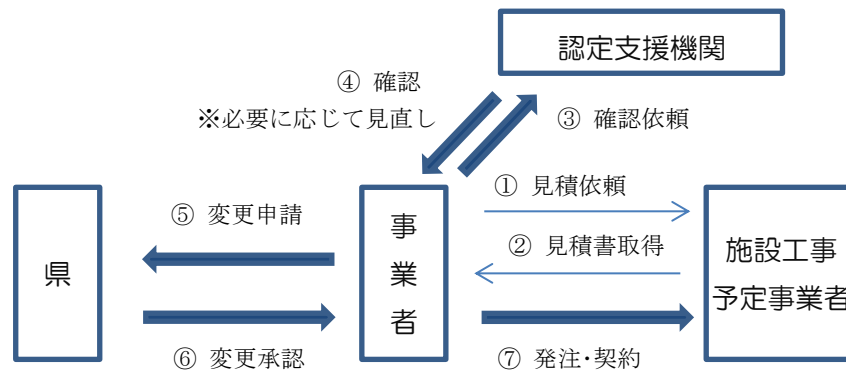
※増額計画変更申請に際して補助事業計画の見直しによる事業規模の縮小等により一部の補助事業対象経費が減額した場合は、減額分も施設費増額分と併せて補助対象経費総額に反映することとする。

※「従前の補助対象（経費）」とは、原則、当初の復興事業計画に基づき事業を行うために交付決定を受けた補助対象（経費）を示す。そのため、再交付をしている場合は、当初交付決定時の補助対象（経費）を示すものとする。なお、当初交付決定後に計画変更をしている場合には、変更承認された補助対象（経費）を「従前の補助対象（経費）」とする。

4. 手続きについて

- ① 被災事業者が施設工事予定事業者へ見積依頼。
- ② 施設工事予定事業者が被災事業者へ見積書を提出。
- ③ 被災事業者が認定支援機関へ補助事業計画の確認を依頼。
- ④ 認定支援機関は補助事業計画が適正であると確認できれば、「確認書」（別紙 1）を被災事業者へ提出（なお、補助事業計画の内容が経営状況・見込み等に比して過剰等である場合には、認定支援機関は、まずは企業の経営計画の確認・見直し支援を実施。それでもなお、補助事業計画が過剰等であり変更が必要な場合には、被災事業者は補助事業計画の見直しを行い、再度見積書を徴収した上で再度認定支援機関に確認を受ける。また、被災事業者による補助事業計画の見直しに際しては、認定支援機関は助言等の支援を行うものとする。）。
- ⑤ 被災事業者から県へ変更承認申請書を提出。（県において審査及び国へ対する関係手続きを実施）
- ⑥ 県から被災事業者へ変更承認を行う。
- ⑦ 被災事業者が施設工事予定業者との契約及び発注を行う。

<手続きフロー図>



○提出資料

- ・ 変更承認申請書
- ・ 認定支援機関による確認書（別紙 1）
- ・ 施設費が資材高騰等により増額したことが分かる見積書（申請日において有効であること）

5. スケジュール

申請受付期間：令和 7 年 4 月 7 日（月）～ 1 0 月 3 1 日（金）

6. 留意事項

- ・ 増額措置を受けた事業者については、施設費について計画外の用途に使用することはできません。
- ・ 認定支援機関による確認を得ていても、必ず増額計画変更申請が承認されるときは限りませんのでご注意ください。

FAQ

<補助対象経費について>

1. 資材等価格高騰を背景とするもの以外の要因（例：修繕予定の施設の建て替えへの変更、交付決定後の計画変更による一部施設・設備等の断念等）による施設費の値上がり分も加味して増額変更は可能なのか。

- 今回の措置は、資材等価格高騰の影響の大きさを鑑みて講じる対応であることから、その他の要因による増額変更を認めるものではありません。
- ただし、交付決定後の計画変更により断念した施設・設備等についてグループ補助金による支援が必要な場合には、改めてグループを構成の上、申請いただくことは可能です。

2. 施設費の値上がり分のみで判断しないのか。

- 今回の措置は、事業費全体における補助率の低下の影響の大きさを考慮して行っているものであることから、施設費値上がり分を反映した総額で判断します。
- なお、施設費で1割以上増加している場合でも、交付決定の補助対象経費総額では1割超増加していない場合は、増額措置の補助対象とはなりません。

3. 増額変更申請時に、施設費と設備費を区分変更することは可能か。

- 従前の交付決定時に設備費に区分されていたモノを増額変更申請時に施設費に区分変更する等については、認められません。

4. 増額措置に係る補助対象経費総額が従前の補助対象経費総額から1割超増加すれば、増額分全額が補助対象か。

- 1割分を上回った分についてのみ増額の対象（1割分は自己負担）となります。なお、補助対象経費総額の増加に際しては、施設費の6割が上限となります。

5. 計画見直しに際し、設備費を減額した場合の総額の考え方、如何。

- 増額措置の申請が可能となるのは、単に施設費が増加しているのみでは足りず、補助対象経費総額が1割超増加していることが要件となっていることから、設備費の減額分も併せて加味した総額で判断します。

6. 施設費の増額による増額変更承認を行った案件について、確定後の経費総額が、従前の補助対象経費総額から1割超増額とならなかった場合、何か特別な対応が必要となるのか。

- 通常の交付決定した場合と同様に、確定された金額が支払われます（確定時には増額変更承認時の補助率が適用されます）。

なお、今回の措置による増額変更承認時に、当初交付決定時に比べて補助率が低下している（１割の自己負担部分による）点には注意が必要です。

７．被災事業者が認定支援機関から確認を受ける際に、何か定型の書類等の作成を義務づけるのか。

- 認定支援機関が確認書にサインができる情報を入手できれば足りるものであり、被災事業者により状況も様々であることから、特定の書類等を定めることはいたしません。なお、被災事業者は認定支援機関の求めに応じて必要な情報を提供する必要があります。

８．認定支援機関による確認を踏まえた、復旧させる施設・設備の追加・規模拡大等は認められるのか。

- 増額については資材等価格高騰に伴うもののみが認められ、復旧させる施設・設備の追加・規模拡大等を行う補助事業計画の変更は認められません（復旧させる施設・設備を減らす・規模縮小等を行うことは可能）。

９．「総事業費の１割超の増額が見込まれる」等の要件を満たしていることについても認定支援機関により確認されるのか。

- 認定支援機関が確認をするのは、確認書（別紙１）に記載されている事項になります。

１０．増額変更承認した案件について、その後の手続き（計画変更申請、精算払請求等）に際しては、常に確認を行った認定支援機関の確認を得る必要があるのか。

- 増額変更承認に際して、過大投資ではないか等の適正性を確認しているものであり、その後の手続きについて常に確認を得る必要はありません。

<見積もりについて>

１１．見積業者は、当初見積の施工工事事業者と異なっても問題ないのか。

- 増額変更承認申請時の見積もり業者は、増額承認後に契約する工事施工業者からとっていただく必要がありますが、当初交付申請時（変更承認をしている場合は変更承認時）の見積もり業者と必ずしも同一である必要はありません。

ただし、資材等価格の高騰による変更申請であることが確認できなければなりませんので、当初交付申請時（変更承認をしている場合は変更承認時）の見

積書と個別事項が比較照合できる内容の見積書（仕様や数量が同じであり、価格が上昇したことが確認できるもの）であることが必要です。

<その他>

12. 資材等価格高騰による補助対象経費についても、県の産業振興センターが実施している「被災中小企業施設・設備整備支援事業」の対象となるのか。

- 増額変更承認された金額に付随する自己負担部分については、「被災中小企業施設・設備整備支援事業」の対象となります。